

第2章

計画の性格

第2章 計画の性格

本計画は、これからの都における特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画です。

本計画では、知的な遅れのない発達障害(以下「発達障害」という。)を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する東京都民(以下「都民」という。)の期待にこたえるため、都立特別支援学校が抱える課題の解決並びに幼稚園や、小学校及び中学校(以下「小・中学校」という。)区立特別支援学校、都立高等学校及び都立中等教育学校(以下「都立高等学校等」という。)における特別支援教育の推進・充実に努めていきます。

1 計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会^aの実現に寄与します。

(2) 計画の指針

ア 安心して学べる教育環境を整備し、子供たちの「将来の夢」をはぐくみ、実現します。

子供のニーズや社会の変化に対応した専門的な指導を充実し、夢や希望がふくらむ学校づくりを推進します。そして、将来の自立と社会参加に向け、子供一人一人の可能性を最大限に伸長する教育環境を整備します。

イ 家庭や地域との連携を一層進め、開かれた学校づくりを進めます。

日々より良い教育が行われるよう、保護者と教員等が情報を共有し、相互理解と信頼を築くために関係機関と連携し、個別の教育支援計画^bを作成します。そして、保護者、地域等と連携し、共に子供を育てる開かれた学校づくりを推進します。

ウ 特別支援教育のスペシャリストといえる教員を育て、質の高い教育を行う学校づくりを進めます。

教育に対する熱意と使命感をもち、特別支援教育に関する豊かな知識と高い技能をもった教員を育て、学校の専門性を高めます。そして、子供の学ぶ意欲にこたえることのできる学校づくりを推進します。

エ 一貫性のある支援体制の整備・充実に努めます。

乳幼児期から学校卒業後まで、子供の自立と社会参加を支援する体制の整備に努め、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関が緊密な連携を図ることにより、適宜・適切な指導と支援を行っていきます。

オ すべての子供が共に育つ地域社会の実現を目指します。

障害の有無にかかわらず、すべての子供が、共に育つことができる地域社会を実現できるよう、子供同士が日常的にふれあい、共感しあうことのできる環境づくりを推進します。

2 長期計画と実施計画

(1) 長期計画

本計画においては、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成 16 年 11 月に「長期計画」を定めました。

その際、長期計画の期間を、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間としました。

(2) 児童・生徒数の将来推計

第二次実施計画策定時に行った障害のある児童・生徒数の将来推計では、児童・生徒数は平成 24 年度をピークに平成 27 年度まで緩やかに減じていくという結果を得ていました。しかし、特に知的障害のある児童・生徒は平成 22 年度現在まで、推計を上回る増加を続けています。

都教育委員会としては、こうした在籍者の増加の背景には、特別支援学校や特別支援学級^cの教育内容・方法に関する理解の進展や第一次・第二次実施計画の取組に対する積極的な評価、特別支援教育への移行といった社会の動向変化などにより、障害のある児童・生徒に対する専門的な教育への期待やニーズの一層の高まりがあるものと考えています。

そこで、今回の第三次実施計画の策定に当たっては、あらためて平成 32 年度までの障害のある児童・生徒数の将来推計を実施しました。その結果、表 1 に示すように、平成 32 年度まで児童・生徒が更に増加するという推計結果を得ました。

【表 1 障害のある児童・生徒数の将来推計（人）】

	障害種別	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 27 年度 (推計値)	平成 32 年度 (推計値)
特別 支援 学校	視覚障害	265	262	277	282
	聴覚障害	591	623	629	645
	肢体不自由	1,974	2,102	2,169	2,219
	知的障害	5,221	6,983	8,811	9,490
	病弱	170	140	177	174
小・中 学校	情緒障害等 (通級指導学級)	1,831	4,647	8,017	8,804
	知的障害 (固定学級)	4,855	7,140	8,582	8,942

* 特別支援学校には区立特別支援学校（知的障害特別支援学校 1 校、肢体不自由特別支援学校 1 校、病弱特別支援学校 3 校）を含む。

(3) 長期計画の計画期間の見直し

ア 本計画の計画期間の見直し

都教育委員会では、第三次実施計画の策定に当たって実施した障害のある児童・生徒数の将来推計の結果に基づき、今後も見込まれる知的障害特別支援学校や知的障害特別支援学級の在籍者の増加、情緒障害等通級指導学級^dの利用者の増加等に適切に対応していくためには、相応の実施期間を要することから、長期計画の期間を平成 28 年度までの 13 年間に延長することとしました。

具体的には、平成 16 年 11 月の本計画策定時に予定していた第三次実施計画の期間(平成 23 年度～平成 25 年度)を 6 年間(平成 23 年度～平成 28 年度)に延長するとともに、教育環境の整備(都立知的障害特別支援学校の再編整備等)については、完成までに相当の期間を要することから、平成 32 年度までを計画継続期間として設定しました。

イ 第三次実施計画

今回の「第三次実施計画」は、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間の計画です。

なお、平成 23 年度以降の児童・生徒の推移を注視しながら、適宜必要な計画内容の見直しを図っていきます。

【表 2 東京都特別支援教育推進計画の計画区分】

計画の区分	計画期間(注)	計画の策定期期
第一次実施計画	平成 16 年度～平成 19 年度	平成 16 年 11 月策定
第二次実施計画	平成 20 年度～平成 22 年度	平成 19 年 11 月策定
第三次実施計画	平成 23 年度～平成 28 年度	平成 22 年 11 月策定

(注) 計画期間のうち、都立特別支援学校の適正な規模と配置に関する実施計画については、計画に着手する期間を示しており、開校は平成 32 年度までの計画継続期間内となります。

(4) 国の動向を踏まえた計画の推進

ア 特別支援教育の理念の具現化

国は、平成 19 年度に特別支援教育への転換を行い、障害のある子供たちをめぐる我が国の教育は、昭和 54 年度の養護学校義務制の実施に次ぐ新たな時代を迎えたと言えます。

国が示した理念には、特別支援教育は、「障害のある子供の自立と社会参加を支援するために適切な指導及び必要な支援を行う」、「知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施する」、「障害の有無や個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる」という 3 つの重要な柱があります。

これら 3 つの柱は、平成 16 年 11 月に都教育委員会が策定した本計画の基本理念とも整合するものであることから、都教育委員会としては引き続き、本計画の基本理念の具現化に向けて都における特別支援教育の推進・充実を図るとともに、あわせて国が示した特別支援教育の理念の具現化に努めます。

イ 中央教育審議会等の動向

国は、障がい者制度改革推進会議^gの「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成 22 年 6 月 7 日)に基づき、「障害者の権利に関する条約」(以下「権利条約」という。)の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会^hに「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置しました。

同委員会では、インクルーシブ教育システム^hの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革、同制度の改革実施に伴う体制・環境の整備、

障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策、などについて検討することとなっています。

ウ 都教育委員会の考え方

都教育委員会としては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の可能性の最大限の伸長し、自立と社会参加を目指すためには、障害の種類や程度に応じた教育の場の整備と適切な就学の推進が今後とも大切であるとの認識に立って本計画を策定しています。

また、都教育委員会としては、今後とも国における検討の動向を注視していきます。

3 都及び区市町村の役割

(1) 都の役割

ア 都教育委員会の役割

都教育委員会は、都立知的障害特別支援学校の在籍者増加への対応、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した地域支援の実施、障害のある子供の理解推進を図る副籍制度の充実、障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けた職業教育の推進、小・中学校や都立高等学校等に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制の整備、専門性の高い教員の育成と確保など、都における特別支援教育推進上の今日的な課題の解決に向けて、幼児・児童・生徒や保護者及び都民のニーズ、学校や地域の実態、社会情勢や財政状況などを総合的に勘案し、適時・適切な計画の策定と迅速な推進に努めます。

イ 都立特別支援学校の役割

都立特別支援学校においては、本計画の基本理念や指針を十分に踏まえ、第三次実施計画の方向性や計画推進上の自校の位置づけ及び役割等について、全教職員が共通認識を形成することが大切です。

そして、校長のリーダーシップの下、教員一人一人が自らの専門性の向上に努めることはもとより、学校がこれまで以上に高い専門性を発揮することによって、障害のある幼児・児童・生徒に対する質の高い教育を行い、保護者や地域に信頼される学校づくりを進めていく必要があります。

ウ 都立高等学校等の役割

都立高等学校等においては、本計画の基本理念や指針、第三次実施計画の方向性等を十分に踏まえ、校長のリーダーシップの下、特別支援教育や発達障害の生徒に関する理解推進を図り、全教職員の共通理解の下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備や、個別指導計画の作成・活用による教育内容・方法の充実等に努める必要があります。

(2) 区市町村の役割

ア 区市町村教育委員会の役割

区市町村教育委員会には、障害のある子供の適切な就学の推進や障害が軽い児童・生徒を対象とした特別支援学級等の設置、域内のすべての学校における特別な支援が必要な児童・生徒に対する教育内容・方法の充実を一層推進していくことが期待されます。よって、区市町村教育委員会は、本計画の趣旨や第三次実施計画の方向性等を十分に踏まえ、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく必要があります。

その際、学校関係者、保護者、地域の人々に対し、特別支援教育や障害のある幼児・児童・

生徒に関する適切な理解を一層推進するとともに、福祉、医療、保健、労働等の関係機関や専門家・専門機関との連携体制を構築し、障害のある幼児・児童・生徒に対する早期からの連続性のある支援体制の整備を図ることが大切です。

また、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対する支援体制の整備が急務であることから、各区市町村教育委員会においては、都教育委員会や都立特別支援学校とこれまで以上に緊密な連携を図りながら、発達障害の児童・生徒への支援体制の整備・充実を図っていくことが望まれます。

イ 小・中学校の役割

情緒障害等通級指導学級の利用者の増加が示すように、発達障害の児童・生徒の教育内容・方法の充実や校内体制の整備に対する保護者や都民の期待は大きいものがあります。

すべての学校における特別支援教育の充実のためには、在籍校・在籍学級における発達障害の児童・生徒に対する適切な指導と必要な支援の実施が重要です。各小・中学校においては校長のリーダーシップの下、特別支援教育や発達障害の児童・生徒に関する理解推進を図り、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備や、個別指導計画等に基づく指導と評価の充実等に努める必要があります。

a 共生社会

- ・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。
- ・障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。

b 個別の教育支援計画

障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠である。

c 特別支援学級

特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級である。都においては、「知的障害」、「肢体不自由」、「自閉症・情緒障害」、「病虚弱」の特別支援学級(固定制)を各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。

都では、通級による指導を行う教室についても、「学級」として編制を同意し教員を配置していることから、都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある。通級制の特別支援学級は、都内には、区市町村の一部の小・中学校の中に「難聴」、「弱視」、「言語障害」(小学校のみ)、「情緒障害等」の学級がある。

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童・生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導(障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導や各教科の内容を補完するための指導)を特別の場で行う教育形態のこと。

d 情緒障害等通級指導学級

小・中学校に設置されている特別支援学級(通級指導学級)の一つ。通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症児、情緒障害児(選択性かん黙等)、学習障害児、注意欠陥多動性障害児を対象とする。指導時間数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで(学習障害及び注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能)としている。

e 障がい者制度改革推進会議

「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に「障がい者制度改革推進本部」が閣議決定により設置された。障がい者制度改革推進会議は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成され、障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する検討を行い、平成22年6月7日に第一次意見を取りまとめた。

f 障害者の権利に関する条約

障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。2006年12月に国連総会で採択されたものであり、障害者の人権及び基本的自由の完全な実現を確保し、促進する上で重要な意義を有している。

g 中央教育審議会初等中等教育分科会

文部科学省に置かれている審議会。

h インクルーシブ教育システム

障害者権利条約では、条約の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償かつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。

i 都立特別支援学校のセンター的機能

都立特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高等学校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。「学校教育法」第74条には、「特別支援学校においては、(略)幼稚園、小・中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

j 副籍制度

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流(小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等)や間接的な交流(学校・学年・学級だよりの交換等)を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

k 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う。

1 個別指導計画

幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手立てを各教科等全般にわたって作成するもの。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。